

〔平成24年9月7日閣議決定〕

大綱策定の目的

高齢社会対策基本法第6条の規定に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、この大綱を定める。

基本的考え方

「高齢者」の捉え方の意識改革
老後の安心を確保するための社会保障制度の確立
高齢者の意欲と能力の活用
地域力の強化と安定的な地域社会の実現
安全・安心な生活環境の実現
若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現

大綱見直し時期について

「経済社会情勢の変化等を踏まえておおむね5年を目途に必要ながあると認めるときに、見直しを行うものとする。」

分野別の基本的施策

基本的考え方を踏まえ、6つの分野別の基本的施策に関する中期にわたる指針を定め、これに沿って施策の展開を図る。

就業・年金等分野：

- (1) 全員参加型社会の実現のための高齢者の雇用・就業対策の推進、
- (2) 勤労者の生涯を通じた能力の発揮、(3) 公的年金制度の安定的運営
- (4) 自助努力による高齢期の所得確保への支援

健康・介護・医療等分野：

- (1) 健康づくりの総合的推進、(2) 介護保険制度の着実な実施
- (3) 介護サービスの充実、(4) 高齢者医療制度の改革
- (5) 住民等を中心とした地域の支え合いの仕組み作りの促進

社会参加・学習等分野：

- (1) 社会参加活動の促進、(2) 学習活動の促進

生活環境等分野：

- (1) 豊かで安定した住生活の確保
- (2) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進
- (3) 交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護
- (4) 快適で活力に満ちた生活環境の形成

高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進：

- (1) 高齢者向け市場の開拓と活性化
- (2) 超高齢社会に対応するための調査研究等の推進と基盤整備

全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築：

- (1) 全員参加型社会の推進